

第1編 総 則

第1章 計画の目的

神奈川県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定された京浜臨海地区及び根岸臨海地区に係る災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2章 計画の構成及び性格

- この計画は、神奈川県石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）が定めたものであり、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業所が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、災害対策基本法に基づく神奈川県地域防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものである。
- この計画は、神奈川県地域防災計画及び関係市の地域防災計画と調整が図られており、特別防災区域に係る防災対策について、この計画に定めのない事項は災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ神奈川県地域防災計画及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な対策を実施する。
- この計画中の「東海地震に関する事前対策計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法第3条の規定に基づく強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令に伴う混乱又は、地震発生時の被害を最小限にいくとめるため、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。

資料 12-1 神奈川県石油コンビナート等防災計画策定・修正の経緯

第3章 特定事業所の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 及びその他の事業所等の協力

第1節 特定事業所の実施責任

特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行い、保安管理体制を強化するとともに、他の特定事業所と相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

第2節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 関係法令及び行政指導基準等に基づく関係施設等の安全管理の徹底
- 2 自衛防災組織の設置整備
- 3 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- 4 防災教育及び防災訓練の励行
- 5 災害時における防ぎよ活動の実施
- 6 特別防災区域協議会の整備
- 7 相互応援体制の確立
- 8 共同防災組織の設置・整備
- 9 広域共同防災組織の設置・整備

第3節 その他の事業所等の協力

1 その他の事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

2 住民の協力

特別防災区域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力を努める。

第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 県警察

県警察は、関係機関との連携の下に平素から特別防災区域に係る災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等を実施する。

3 関係市

関係市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

4 関係市消防機関

消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法及び石災法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。

5 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県、関係市等の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 石油コンビナート等防災本部の運営
- (2) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備
- (3) 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 特定事業所に対する立入検査
- (6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督

- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (8) 防災に関する調査、研究及び教育
- (9) 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- (10) 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (12) 緊急輸送手段の確保
- (13) 保健衛生
- (14) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (15) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (16) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (17) 広域緊急援助隊の派遣要請
- (18) 関係市に対する災害防ぎよに関する指示
- (19) 自衛隊の派遣要請
- (20) 被災施設の復旧
- (21) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

2 県警察

- (1) 危険物等関係施設の実態把握
- (2) 関係機関との相互連携と連絡体制の整備
- (3) 危険物等災害装備資機材の整備
- (4) 関係法令に定める権限の行使
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 災害に関する情報の収集
- (7) 救出救助活動
- (8) 避難誘導その他の避難対策
- (9) 立入禁止区域の設定
- (10) 交通規制等交通対策
- (11) 危険物等の防除活動
- (12) その他社会的秩序の維持

3 関係市

- (1) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (2) 防災に関する調査、研究及び教育
- (3) 現地本部の運営
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- (6) 保健衛生
- (7) 被災施設の復旧
- (8) その他の災害応急対策
- (9) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

4 関係市消防機関

- (1) 防災訓練の実施及び指導
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備及び育成指導

- (4) 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- (5) 特定防災施設、防災資機材等の整備強化に関する指導及び監督
- (6) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (7) 防災に関する調査、研究及び教育
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 消防活動、その他応急措置
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (12) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

5 特定地方行政機関等

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動の指導調整
 - イ 管区内各警察の相互援助の調整
 - ウ 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
 - エ 警察通信の確保及び通信統制
 - オ 津波警報の伝達
- (2) 神奈川労働局
 - ア 労働災害防止に関する指導及び監督
 - イ 労働安全教育の指導及び援助
 - ウ 特定事業所に対する立入検査
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
 - ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保
 - オ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - カ 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保
 - キ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ク 被災中小企業の振興
- (4) 関東地方整備局
 - ア 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - イ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - ウ 災害に関する情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - カ 災害復旧工事の施工
 - キ 再度災害防止工事の施工
 - ク 港湾施設、海岸保全施設等の整備
 - ケ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策
 - コ 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工
 - サ 海洋の汚染の防除事業の実施

(5) 第三管区海上保安本部

- ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
- イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- ウ 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査
- エ 港湾の状況等の調査研究
- オ 船艇、航空機による警報等の伝達
- カ 船艇、航空機等を活用した情報収集
- キ 活動体制の確立
- ク 船艇、航空機等による海難救助等
- ケ 船艇、航空機による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送
- コ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- サ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- シ 排出油等の防除等
- ス 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- セ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- ソ 海上における治安の維持
- タ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- チ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- ツ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- テ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

6 関係公共機関

- (1) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ 救援物資の備蓄及び配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- (2) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 医療班の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入
- (3) 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (4) 放送機関（日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (5) 新聞社（(株)神奈川新聞社）
 - 災害状況及び災害対策に関する報道

- (6) 東京電力(株)神奈川総支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 東京ガス(株)
 - ア 予防活動（教育、訓練、施設及び関連設備の整備・点検等）
 - イ 応急活動（連絡体制の確立、緊急点検、広報、要員及び資機材の確保、危険予防措置）
 - ウ 復旧活動（復旧計画の策定、復旧作業の実施）
- (8) 電信電話機関（東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ神奈川支店）
 - ア 電気電信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (9) 鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)）
 - ア 鉄道、鉄道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (10) バス機関（京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (11) 中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 道路の保全
 - ウ 道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (12) 首都高速道路(株)
 - ア 首都高速道路の耐震整備
 - イ 首都高速道路の保全
 - ウ 首都高速道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (13) KDDI(株)南関東総支社
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 通信情報活動
- (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
- (6) その他応急復旧活動等の支援等

第5章 特別防災区域の現況

第1節 特別防災区域の範囲

石災法に基づく特別防災区域は、横浜市及び川崎市のうち次に掲げる区域（総面積41.39km²（平成27年4月1日現在））である。

1 京浜臨海地区（面積35.00km²）

川崎市川崎区小島町

- 〃 田町3丁目
- 〃 夜光1丁目
- 〃 夜光2丁目
- 〃 夜光3丁目
- 〃 塩浜3丁目
- 〃 塩浜4丁目
- 〃 池上町
- 〃 浅野町
- 〃 鋼管通5丁目
- 〃 南渡田町
- 〃 田辺新田
- 〃 白石町
- 〃 浮島町
- 〃 千鳥町
- 〃 水江町
- 〃 扇町
- 〃 大川町
- 〃 扇島
- 〃 東扇島
- 〃 殿町3丁目25番1～25番33、26番1～26番7、27番1～27番4
- 〃 池上新町3丁目4番1～4番7、5番2
- 〃 東扇島6番1、6番7、7番、8番3、8番4、26番3～26番5、31番1～31番6に隣接する公有地に隣接する公有水面埋立地
- 〃 浮島町430番の1及び430番の2の公有地に隣接する公有水面埋立地、430番の2の地先の公有水面埋立地、430番の2の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地、430番の2に隣接する公有地及び430番の2の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地

横浜市鶴見区安善町

- 〃 弁天町
- 〃 生麦2丁目
- 〃 大黒町
- 〃 扇島
- 〃 生麦1丁目（首都高速道路横浜羽田空港線以南）
- 〃 末広町（首都高速道路横浜羽田空港線以南）
- 〃 小野町（首都高速道路横浜羽田空港線以南）

神奈川区守屋町2丁目
〃 守屋町3丁目
〃 守屋町4丁目
〃 宝町
〃 恵比寿町

2 根岸臨海地区（面積6.39km²）

横浜市中区豊浦町

〃 千鳥町

磯子区鳳町

〃 原町（東日本旅客鉄道(株)根岸線と海岸線との間）

〃 新磯子町

〃 新森町

〃 新中原町

〃 磯子1丁目（東日本旅客鉄道(株)根岸線と海岸線との間）

〃 新杉田町（一般国道357号線と海岸線との間）

金沢区鳥浜町2番1～2番5、7番～11番、12番14、12番21～12番33、12番35～12番47

第2節 特別防災区域の特質

1 位置及び面積

本県では、2地区が特別防災区域に指定されている。このうち京浜臨海地区は、川崎市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置している。根岸臨海地区は、横浜市中区、磯子区及び金沢区が接続する臨海部に位置している。

なお、特別防災区域全体の面積は、約41平方キロメートルで、全国の特別防災区域面積のおおよそ10パーセントを占めている。

2 地盤、地質

各特別防災区域は、次のとおり軟弱な地盤及びその上の埋立地から構成されており、地盤の液状化を起こす可能性が大きい。

(1) 京浜臨海地区

この地区の地盤は、下末吉台地の周縁及び多摩川に沿って発達する多摩川低地に分布する軟弱な沖積層からなっている。

また、この地区は、大正末期から平成2年にかけて埋立された地域である。

(2) 根岸臨海地区

この地区の地盤は、下末吉台地の周縁に沿って分布する軟弱な沖積層からなっている。

また、この地区は、昭和38年から同48年にかけて埋立された地域である。

第3節 社会構造

1 沿革

特別防災区域には、昭和30年から40年代の高度成長期に、重工業及び重化学工業関連の事業所が進出し、現在では、石油精製6事業所等を擁する全国有数の石油コンビナートを形成している。

2 人口

特別防災区域の人口は、別冊資料集「特別防災区域における人口等の現況」のとおりである。

3 危険物、高圧ガス等取扱事業所

特別防災区域には、石油関連の特定事業所をはじめ、危険物、高圧ガス等を常時多量に取扱っている事業所が多数存在している。

4 危険物、高圧ガス運送車両

危険物、高圧ガスの出荷基地を擁する特別防災区域では、危険物及び高圧ガス運送車両の交通量が多い。

5 周辺市街地

特別防災区域周辺の市街地は、建物の高層化、密集化が進行している。

第4節 特定事業所の現況

1 特定事業所の概況

本県の特別防災区域には、平成27年4月現在、2地区合わせて82の特定事業所が所在している。その地区別の概要は次のとおりである。

(1) 京浜臨海地区

本地区は過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても最も大規模でかつ多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等の第一種事業所を中心に74の特定事業所が所在している。

(2) 根岸臨海地区

石油精製業、ガス業及び石油卸売業等の第一種事業所を中心に8の特定事業所が所在している。

区域面積及び特定事業所数

(平成27年4月1日)

区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	74事業所	34事業所	40事業所
川崎市	24.07	51	26	25
横浜市	10.93	23	8	15
根岸臨海地区	6.39	8	3	5
合 計	41.39	82	37	45

2 危険物、高圧ガス施設等の概況

平成27年4月1日現在における危険物、高圧ガス施設等特定事業所における石油の貯蔵、取扱量は約1,323万キロリットルである。

石油貯蔵量の大部分を占めるのが屋外貯蔵タンクであり、その数は2,245基である。

一方、特定事業所における高圧ガスの処理量は、約177,367万N立方メートル/日である。

なお、高圧ガス貯蔵量の大部分を占めるのが、貯蔵タンクであり、その数は281基である。

- 資料 2-1 特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量
 2-2 特定事業所における危険物施設数
 2-3 特定事業所における石油類屋外タンク貯蔵所基数
 2-4 特定事業所における高圧ガス貯蔵タンク容量別数量（石災法）

- 2－5 特定事業所における高圧ガス貯蔵タンク容量別数量(電気・ガス事業法)
- 2－6 特定事業所数の推移
- 2－7 特定事業所における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガス処理量の推移
- 1 2－2 特別防災区域の地盤、地質
- 1 2－3 特別防災区域における人口等の現況
- 1 3－2 特定事業所の概要

〔根岸臨海地区〕

(平成27年4月1日現在)

